

にのへ市議会だより

36号

平成27年
8月3日

6月定例会

- 2 定例会の概要と主な議案の内容
- 4 主な質疑内容と討論
- 6 審議結果と賛否の公表
- 7 一般質問
- 11 政務活動費の報告
- 12 二戸市議会議員政治倫理条例

二戸市議会議員政治倫理条例を制定！

平成27年度一般会計補正予算は

1億3,698万円を増額補正



6月定例会は、6月2日から6月15日までの14日間にわたり開催されました。

初日の本会議では、平成27年度の一般会計などの補正予算案や人事議案など、合わせて13件の議案が提出され、提案理由などの説明がありました。

そのうち人事議案「人権擁護委員候補者の推薦について」は同日に質疑、討論、採決を経て適任と決しました。

続いて「二戸市ふるさと振興株式会社」の経営状況について」など7件の報告がなされました。

6月4日には、4人の議員による一般質問が行われ、牧野観光の環境整備、岩谷橋から川原橋間に日用食料品商店の設置、九戸城跡の環境整備、空き家対策についてなど、市政全般にわたり活発な議論が交わされました。

8日には、市長から提出された議案について質疑のうえ、所管の常任委員会へ審査を付託しました。

9日には常任委員会において、本会議で付託された案件について詳細にわたり審査しました。

15日の最終本会議では、各常任委員長から付託案件の審査結果と主な審査事項の報告が行われ、報告に対する質疑後、討論を経て採決した結果、全ての議案を原案のとおり可決しました。

また、提出された請願「二戸大橋と川原橋の間に一日も早く新しい橋を建設することを求める請願書」は、全員賛成で採択されました。

議員から提出された意見書案3件と条例案3件は、質疑、討論、採決の結果、全て原案のとおり可決し、閉会しました。

専決処分

■議案第1号【専決処分の承認を求めることについて二戸市税条例等の一部を改正する条例】

平成27年3月31日、地方税法等の一部を改正する法律等が公布になり平成27年4月1日から施行されることから、二戸市税条例等の一部を改正したものです。

契 約

■議案第5号【太陽光エネルギーLED照明灯設置工事の請負契約の締結について】

《請負者》

福岡電業株式会社

補 正 予 算

■議案第7号【二戸市一般会計補正予算（第2号）】

《補正額》

1億3698万円

《補正の主な内容（歳出）》

職員の異動等による人件費の調整とその他の補正です。増額となる主なものは次のとおりです。

◎過疎地域等集落ネットワーク圏形成事業費（金田一温泉周辺地域の地域資源を活かした観光振興事業に対する補助金等）
1020万円

◎自治総合センターコミュニティ助成事業補助金（宝くじ助成金によりコミュニティセンター建設や備品購入費に対する補助金）
1900万円

◎知事県議会議員選挙費市議会議員選挙費（投票率向上を目的としたシヨッピングセンターニコアへの期日前投票所設置に係る費用）
292万円

◎児童健全育成事業費（福岡・二戸西児童クラブの施設改修費と、福岡・石切所児童クラブ、浄法寺児童クラブへの机、椅子等の施設用備品購入費）
2613万円

◎子育て支援事業費（病後児保育事業等に係る収納ベッド等の施設用備品購入費）
101万円

◎農業経営体育成支援事業費補助金（農業用機械導入に対する補助金）
429万円

◎道路維持管理補修事業費（国体関連事業として市道枋ノ木市民会館線の歩道補修工事を行うもの）
4500万円

◎いわて国体開催事業費（国体開催にあたり、市内の機運を高めることを目的とした歓迎装飾用フ

ラグ等に係る経費）
195万円

《補正後の予算額》
161億7007万円

人 事 案 件

次の委員について適任とする答申をしました。

【人権擁護委員】

堀野字長瀬

小林 光子 氏

福田字外川

高田 一実 氏

請 願

■請願第1号【二戸大橋と川原橋の間に一日も早く新しい橋を建設することを求める請願書】

《請願者》

村松町内会長 遠藤光雄

ほか657名

《紹介議員》

及川正信 田代博之

畠中泰子 西野省史

議 員 発 議

■発議第1号【「戦争法」制定に反対する意見書】

「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」の制定断念を求めるものです。

《提出先》衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣

■発議第5号【二戸市議会の議決すべき事件を定める条例】

「市の総合計画の基本構想及び基本計画の策定、変更、又は廃止に関すること」を議会の議決すべき事件と定めるものです。

■発議第6号【二戸市議会議員政治倫理条例】

議員の政治倫理に関して定めるものです。

※詳細については12～17ページに掲載しました。

質疑応答

■議案第1号【専決処分の承認を求めることについて 二戸市税条例等の一部を改正する条例】

【問】国保世帯の世帯数と軽減世帯数はどうなっているのか。

【答】27年度の国保世帯数は5028世帯と見込んでいる。そのうち7割軽減世帯は、1684世帯、5割軽減世帯は689世帯、2割軽減は607世帯、軽減なしは2048世帯と見込んでいる。

【問】軽減世帯が過半数を占める状況になっていると思うが、この軽減世帯の中にも滞納がある。払税能力についてどのように認識しているか。

【答】税率改定時の22年度と比較しても1人あ

たりの課税対象所得は

少しずつ回復傾向にある。27年度は若干落ちる推計ではあるが、26年度、27年度の税制改正により軽減世帯が拡大されていることから、税負担は若干だが縮小傾向にあると考えている。

■議案第2号【専決処分の承認を求めることについて 平成26年度二戸市一般会計補正予算（第9号）】

【問】地域経営推進費補助金の対象となっている「九戸城情報発信・活用事業」の具体的な事業内容は。

【答】文士劇の2回公演に負担金として500万円程度支出している。また、九戸城の入り口の看板の建てかえ、甲冑等の購入、支障木の伐採である。

【問】今後の補助金の活

用については。

【答】市で取り組む産業振興、あるいは地域づくり、防災等々の事業に対して、県が単独補助として3分の2を支援する補助金である。市の特色ある取り組みについて、県からこの補助金をいただき、事業の財源として活用させていたきたい。

【問】歴史文化交流施設整備事業で建設する施設について、二戸市としての基本的な考え方はあるのか。

【答】整備コンセプトとして、一つには、天台寺と漆を中心とした情報や市内の観光情報等、情報一般を発信する機能を持つということ、それから、滴生舎、歴史民俗資料館、寂聴記念館などの施設を取り込むことである。

■議案第3号【専決処分の承認を求めることについて 平成26年度二戸市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）】

【問】27年度は税率改正しない状況の中で基金残高4000万円だが、これを受けて27年度の運営についてどのような予想をしているか。

【答】年度末の基金積立金残額は約4000万円である。その基金と一般会計からの法定外2000万円も見込んでおり、徴収等努力して、少しだが数字的には歳入歳出でプラスが出ると思込んでいる。

■議案第5号【太陽光エネルギーLED照明灯設置工事の請負契約の締結について】

【問】費用対効果はどうか。LED照明灯は電気代でみた場合、何年

ぐらいで設置費用の採算がとれるのか。

【答】例えば消費電力で比較すると、一般的な白熱灯とLEDでは約9倍の差がある。ただ、今回は一般の商用電源は使わないので電気料はかからない。太陽光あるいは蓄電池が必須の事業である。

【問】今回の設置については県から全額補助されるが、一定の耐用年数を経て新たに蓄電池や灯具などを更新するときは県の補助があるのか。更新の際に費用が大きく、すぐには直せないという話にならないか。

【答】今後の補助制度については見通しが立ちにくい、寿命によりそのような事態になったときは、できる限りいろいろな制度を活用したいと考えている。

■議案第7号【平成27年度二戸市一般会計補正予算（第2号）】

【問】二戸市は昨年の総選挙で投票率最下位であったが、それに対する強化策は。

【答】1点目としては期日前投票所の1か所増次に、選挙啓発用ポスターをつくり配布したいと考えている。市内企業、団体へポスターを配りながら、投票を依頼したい。これまでも行ってきた広報車での宣伝は、投票率が低いところを重点的に、街頭啓発も同時に行いたいと考えている。

【問】子ども・子育て支援交付金にかかわる予算の中身について。

【答】福岡児童クラブと二戸西児童クラブのハード整備と、病後児保育と一時預かり保育の備品購入である。

■専決処分の承認を求めることについて 平成26年度二戸市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)

反対 畠中泰子 議員

基金からの繰入れは認めるが22年度増税の際に繰り入れるとした法定外繰入れを5年間、全くしないままに28年度以降の増税も選択肢とする考えが示されたことは看過できない。厚労省の24年度地域差分分析で二戸市の国保世帯の所得は全国比0.689、7割に満たないのに税金は1.047で全国平均を上回る。負担比率は19.46で県内市2番目に重い。3千万円の交付金活用での引き下げを求める。過大な赤字見込みのもと過大な税負担となっている運営は認めがたく、反対する。

■平成27年度二戸市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

反対 畠中泰子 議員

合併算定特例がなく、5年後から年6億7千万円のマイナス額。年数億円の一般会計から繰入れの本事業をこのまま展開することは他のまちづくりや他地域へのサービスを削ることに。二戸市の道路改良率は県内最低の38%。救急車等が入れない市道は37路線以上と考える。アンケートに「区画にだまされた」と80代女性。高齢になっても見通しが持てない不安。他区域でも道路整備が進まず命を守る緊急車両が通れない問題。見直しの追及をし、区画整理地内の住民にもそれ以外地域の住民にもサービスの光を当てていくよう求めて、反対する。

賛成 及川正信 議員

今日まで多くの回数を重ね、反対の中で問題点を指摘してきたが、未だに一步も前に進んでいない。今回、常任委員会において、もう一度計画を精査して、具体的な根拠を持って、何年後には完成しますと内容を示すべきと提案したところ、9月議会までに調査検討に要する期間を示し、9月議会以降には、全般にわたる事業を精査し、説明会を開催したいとの答弁をいただいた。これから行う作業は、大変大きく、重いことと考えており、今回の議会で明確になったことは、これまでよりは数歩前に進んだ評価部分と捉え賛成する。

■「戦争法」制定に反対する意見書

反対 内沢真申 議員

初めに、国政に関することを、この地方議会でも取り上げることがどれほどの意義があるのか大変疑問に思う。意見書が提出されたので反対せざるを得ないという立場である。

我が国を取り巻く安全保障環境は、一層厳しさを増し、平和安全法制の整備が必要である。戦争を望む者はいない。今回の法制で最も重要なことは、抑止力を強化と思う。大切なことは、決してナショナリズムに走ることなく、時代背景に合わせ、内容を改正することが望ましく、平和主義の理念など、守り抜く伝統は維持しながら世界の平和と安全を確かなものとするよう望み、反対する。

賛成 岩崎敬郎 議員

初めに、私は、戦争に反対する立場であり、戦争はするべきではないということを申し上げておきたい。

国際平和支援法案と平和安全整備法案が、現憲法下で行われることについて、非常に強い懸念があり賛成するものである。日本は大戦での経験から、決して他国に侵略することも、させないことも当然であるが、戦争をしない国ということを見越し、挑発し侵略しようとしている者を知り、それに対応する知恵と体制を持たなければならぬ。戦後70年を経た今、その場のしのぎの法律ではなく、憲法について真摯に考え、実行するときが来ている。

賛成 及川正信 議員

戦争を語るについて、日本は憲法9条抜きには論じられない。

歴代の自民党内閣は、専守防衛、個別自衛権は憲法が認めているという考えである。仮に日本が攻められても、専守防衛、個別自衛権をもって戦うことが大前提であり、日本は全く手出しができないわけではない。戦争は、相手に勝つため、軍拡競争が始まる。そんな過去の歴史から学べば、導き出せる結論を無視し、戦争は時に必要であるのかのような論を弄することは、ぜひ考え直してほしい。お互いに歴史と現実をしっかりと正しく見ようとして強く訴えて、賛成討論にする。

議案番号等	議 案 名 等	審 議 結 果
議案第 1 号	専決処分の承認を求めることについて 二戸市税条例等の一部を改正する条例	承認（全員賛成）
議案第 2 号	専決処分の承認を求めることについて 平成 26 年度二戸市一般会計補正予算（第 9 号）	承認（全員賛成）
議案第 3 号	専決処分の承認を求めることについて 平成 26 年度二戸市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）	承認（賛成多数）
議案第 4 号	専決処分の承認を求めることについて 平成 26 年度二戸市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 4 号）	承認（賛成多数）
議案第 5 号	太陽光エネルギーＬＥＤ照明灯設置工事の請負契約の締結について	可決（全員賛成）
議案第 6 号	損害賠償の額の決定及び和解について	可決（全員賛成）
議案第 7 号	平成 27 年度二戸市一般会計補正予算（第 2 号）	可決（全員賛成）
議案第 8 号	平成 27 年度二戸市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	可決（全員賛成）
議案第 9 号	平成 27 年度二戸市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	可決（全員賛成）
議案第 10 号	平成 27 年度二戸市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）	可決（賛成多数）
議案第 11 号	平成 27 年度二戸市水道事業会計補正予算（第 1 号）	可決（全員賛成）
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	適任（全員賛成）
諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について	適任（全員賛成）
報告第 1 号	二戸市ふるさと振興株式会社の経営状況について	報 告
報告第 2 号	二戸市一般会計繰越明許費の報告について	報 告
報告第 3 号	二戸市下水道事業特別会計繰越明許費の報告について	報 告
報告第 4 号	二戸市土地区画整理事業特別会計繰越明許費の報告について	報 告
報告第 5 号	二戸市一般会計事故繰越しの報告について	報 告
報告第 6 号	二戸市一般会計継続費の報告について	報 告
報告第 7 号	専決処分の報告について 公用車両の事故に伴う損害賠償	報 告
請願第 1 号	二戸大橋と川原橋の間に一日も早く新しい橋を建設することを求める請願書	採択（全員賛成）
発議第 1 号	「戦争法」制定に反対する意見書	可決（賛成多数）
発議第 2 号	労働者派遣法改正案、労働基準法改正案の撤回を求める意見書	可決（賛成多数）
発議第 3 号	東日本大震災復興事業は全額国庫で進めることを求める意見書	可決（全員賛成）
発議第 4 号	二戸市議会委員会条例の一部を改正する条例	可決（全員賛成）
発議第 5 号	二戸市議会の議決すべき事件を定める条例	可決（全員賛成）
発議第 6 号	二戸市議会議員政治倫理条例	可決（全員賛成）

【賛否の公表】採決で賛否が分かれた案件の採決結果です。

（議席順）

議席番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
議 員 名	高村 人 司	駒 木 昇	田 村 隆博	内 沢 真申	米 田 誠	田 口 一男	菅 原 恒雄	田 代 博之	西 野 省史	小 笠 原 清晃	三 浦 利章	清 川 明彬	鷹 場 美千雄	畠 中 泰子	田 中 勝二	大 沢 孫吉	國 分 敏彦	岩 崎 敬郎	田 口 一	新 畑 鉄男	及 川 正信	鈴 木 忠幸
議案第 3 号	○	○	○	○	○	×	議	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第 4 号	○	○	○	○	○	×	議	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第 10 号	○	○	○	○	○	×	議	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
発議第 1 号	○	○	○	×	×	○	議	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○
発議第 2 号	○	○	○	×	×	○	議	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○

※ 議長は採決には加わりません。

※ 議は議長、○は賛成、×は反対、欠は欠席、－は退席

市政を問う！！

一般質問

3月定例会では、4人の議員が一般質問を行いました。



稲庭高原の風景

田口一男 議員



牧野観光の環境整備について

【問】酪農畜産農家の経営の支援は、高原牧野の観光と牛肉のブランド化の促進につながる。牧野の維持を促す助成と牧野環境整備の支援策を伺う。

【市長】今年度の新規事業として、繁殖・酪農

農家の経営支援や牧野の運営支援を目的に「畜産経営特別強化支援事業」を創設する。

次に、牧野環境整備の支援策について、畜産振興と観光振興が両立できる方策をとりながら、稲庭岳を観光資源として振興策を講じてまいりたい。

湧水による上水道拡充について

【問】浄法寺地区の湧水

の使用量、未給水量、未利用湧水の推定水量及び使用の場合の河川法との関係伺う。また、学校給食施設に湧水を上水道に利用と将来御返地地区への供給拡充について伺う。

【市長】平成26年度の浄法寺地区の給水量は、1日あたり約510m³、未給水量は約930m³である。現在の湧水地以外の湧水の推定水量は、平成22、23年の調査では日量約1200m³を確認している。また、湧水は河川法の適用を受けない。

学校給食センターでの湧水利用については、水質検査の結果、問題なければ使用は可能である。また、湧水の御返地地域への供給について、工事費にかかる起債の返済額と湧水との経費削減見込み

を試算すると、年間260万円の負担増が今後30年間継続されることから、今後について、御返地浄水場や配水池の更新時期に再度検討する。

情報提供等の緩和と拡充について

【問】緊急時の被災現場の詳細な情報提供の改善と地域情報の提供に防災無線を活用することについて伺う。

【市長】今年度、消防団に携帯用無線機を配備し、火災出動等で活用する。この無線機は、消防団本部、49部の消防車両、消防署に配備し、出動時の火災現場の確認や被災状況などの情報を双方向から伝達することができ、災害時情報の詳細な情報共有も可能となり、迅速な消火活動が実施でき

きるものと考えている。

次に、防災行政無線で行う放送は、市内一斉放送により広く情報を伝達できるが、一方的な情報発信であり、内容や放送の頻度、時間帯等について考慮されたいという意見をいただいている。情報の重要性や緊急性の程度に応じ、厳選して放送することが求められていることから、運用基準に従い、重要性や緊急性により多数の住民に伝達を必要とするものを放送している。このことから、行政情報などについては、現在行っている「広報にのへ」、ホームページ、カシオペアFM、各報道機関への情報提供などを基本とし、防災行政無線の利用は運用基準により厳選して放送したいと考えている。

及川正信 議員



新たな安全保障
連法案について

【問】新たな安全保障関連法に関わり、市長は、

議会とともに政府に対し反戦平和の意思伝達をすべきと考える。市長の意思と考えるを伺う。

【市長】自治体の長として、二度と過去の過ちを繰り返さないという平和主義の基本原則を尊重していくことは、今後においても変わることではない。また、非核平和都市を宣言すること、非核三原則を遵守し、世界各国で行われた核実験に対して議長と連名で抗議文を送

付している。また、この関連法案は、今後の国の安全保障の方向性を示す重要法案であることから、国会における審議での十分な説明及び審議のもと、国民的議論が活発化して広く議論されることが重要と考えている。現段階での意思伝達については考えていない。

「きれいな川のまち
二戸」の実現について

【問】小説の舞台にもなり二戸市を代表する河川の馬淵川は、河岸段丘特有の美しさがある。しかし、ごみや産廃に

よる河川の汚れが懸念される。市は、環境基本条例の下、きれいな川づくりに取り組む必要があると思うが、市長の考えは。また、景観美化の具体的取り組みについて見解を伺う。

【市長】馬淵川の水質については、昭和50年代当時非常に水質の悪い川であったが、その後水質汚濁法の改正施行、公共下水道、浄化槽の整備などによりかなり改善された。「北奥羽地区水道事業協議会」、「馬淵川水系水質汚濁対策連絡協議会」が組織され、現在も水質維持管理や事故等による水質汚濁防止に努めている。「一級河川馬淵川水系馬淵川上流域域河川整備計画（岩手県）」によると、イワナ、ヤマメなどが生息する「清流」と位置づけられている。この状態を維持する上でも、関係団体と連携をとりながら水質の維持に向けた活動を継続し



二戸大橋から眺める馬淵川

ていきたい。また、関係団体、地域団体と連携し河岸の景観美化に取り組んでまいりたい。

岩谷橋から川原橋
間に日用食料品商店の設置について

【問】岩谷橋から川原橋の間に、日用食料品を買い求める店舗がないに等しく、多くの住民が困っている。市としても何らかの対応を急ぐ必要があると思うが、市長の見解を伺う。

【市長】地域の方々の不便を察しながらも具体的な解決策が見出せない中、可能な限り買い物を楽しんでいただきたいと考えており、現在買い物などに活用できるコミュニケーションバスの運行の周知や利便性の向上を図っていくなど、引き続き配慮していきたいと考えている。

市内には、食料品等の購入に苦労されている地域が多数存在すると推察されることから、買い物の実情と市民の要望の把握に努めるとともに、地元事業者や商工会等関係団体と連携を図りながら、地域の実情に合ったサービスを展開できるよう検討する。また、必要に応じて国や県の支援補助制度の導入なども検討してまいりたい。

議会を傍聴して
みませんか

本会議は、受付簿に住所とお名前を記入するだけで傍聴できます。また、議場の傍聴席がリニューアルされ、車椅子をご利用の方も傍聴できるようになりました。

市役所と浄法寺総合支所の1階ホールでもテレビ中継を見ることができます。

※ 介助が必要な方は、職員または事務局へお声がけください。

※ 3月定例会の傍聴者は24名（延べ人数）でした。

西野省史 議員



九戸城跡の環境整備について

【問】史跡九戸城跡を見たとき、支障木や笹、雑草が生い茂るなど、足の踏み込みができない場所もある。よってしっかりと刈り込みをし、来年の岩手国体に来られる全国の観光客から喜ばれるような城跡にすべきと考えるかどうか。

【市長】九戸城跡の管理については、笹や雑草の刈り込みを中心に毎年行っているところであり、今後とも城跡の景観に配慮した作業を行う予定である。

ただし、その範囲が広大な面積であるためご指摘のような場所もあり、来年の国体時には来訪者が心地よく散策できるよう十分検討し、また、来年度以降も国の許可を得ながら伐採するなど、眺望を踏まえた一層の環境整備に努めたい。

【問】九戸城跡の散策は、三の丸から本丸に行くようにすると、楽しむことができると思う。このことから、国体時

までに裁判所協の市有地を仮設の駐車場として整備すべきではないか。

【市長】着目のとおり、裁判所付近は三の丸から本丸につながる魅力的な動線の起点となるほか、大型バスの交通アクセスや市街地活性化の面からも重要な位置になることから、法務局跡地の活用を検討するため、今年度発掘調査を行う予定である。しかし、これまでの



九戸城跡

国との協議・指導では、史跡指定地内への本格的な駐車場整備は、文化財保護法に基づく国の許可が相当厳しいものとなっている。

いずれ、裁判所通りから史跡へのアクセスの重要性を踏まえ、駐車場や案内所等を起点とした散策路の整備のほか、史跡全体について指導委員会や国の指導を得ながら整備計画を策定したいと考えており、併せて、ご提言いただいた国体開催時の一時的活用についても十分検討していきたい。

【問】史跡に指定されている松の丸について、忠魂碑の石灯籠



九戸城無料休憩所

や積み石が崩れており、余りにも荒廃していることから、この管理について伺いたい。

【市長】松の丸については、主に地域の方々がゲートボールなどに活用されており、また、管理についても、地元町内会のご協力により刈り払い、ごみ拾い、トイレ清掃などを行っていることから、今後ともお願いしながら清掃活動など管理に努めたい。

請願・陳情をするには

市政に要望がある時は、市議会に請願書や陳情書を提出することができます。

【請願と陳情のちがい】

○請願は、紹介議員の署名または記名・押印が必要です。

○陳情は、紹介議員を必要としません。

【請願・陳情の取扱い】

○請願及び市内の方が提出した陳情は市議会で審査し、採択の場合は関係機関へ送付します。

○市外の方からの陳情は、市議会議員に配布いたします。

【記載していただく事項】

- ①提出年月日
- ②提出者の住所・氏名（団体の場合は名称、代表者の住所、氏名）・押印
- ③請願・陳情の要旨、理由
- ④請願の場合は、紹介議員1名以上の署名または記名・押印

畠中泰子 議員



戦争法案阻止を鮮明に

【問】市民の命と暮らしを脅かす最大のものは戦争。歴史の岐路に立場を鮮明に。

【市長】日本国憲法の三大基本原則を最大限尊重することや非核平和行政を推進する立場を明らかにしている。

高すぎる国保税と市の運営姿勢

【問】14市の中で所得も治療費も最低なのに負担は2番目の重税。増税一本の冷たさの証明ではないか。

【市長】最新の市民所得

推計において、当市の順位は県内14市中10番目である。また、診療費は市の中で最も低い位置にある。負担が2番目とのご指摘だが、国保会計から支払われているのは医療費だけではなく、介護納付金や後期高齢者支援金の支払いにも多額の支出を要しており、医療費だけで国保税が算定できるものではない。

税率は、合併時に不均一課税の統一を図り、旧浄法寺町は税率が下がり、旧三戸市は上がっている。また、平成20年度の税率改正では税率を下げ、平成22度には税率を上げるなど、増税一本となっているものではない。

【問】3千万円の交付金を活用し、引き下げて払える国保に。

【市長】保険基盤安定線

入金の基準拡充による財源は、低所得者の国保税を2割、5割軽減判定する際の判定基準額を引き上げることにより、軽減を受ける被保険者が増加する。その減収分を一般会計から補填するものである。

【問】国保の都道府県化での懸念と対応は。

【市長】平成30年度から都道府県が国保の運営主体になることが決まっている。しかしながら、平成30年度以降の市町村の国保運営についての具体的な内容は見えてきていない状況である。今後も国の動向を注視して、具体的な内容がわかった段階で検討していきたい。

空き家対策

【問】空き家対策特別措置法が全面施行。早急な体制づくりと条例化

等の具体化を。

【市長】個人の財産権にかかわることなので、他市町村の動向や先進的な取り組み等の情報を収集しながら、三戸市においても市街地に老朽化した空き家が若干散見される状況でもあり、今後少子高齢化により適正に管理されない空き家等が増加する可能性もあることから、住民の安全確保や生活環境保全のため、利活用も含め必要な方策を検討していく。

今後のまちづくりと土地区画整理事業

【問】市の道路改良率は県内最低の38%。区画整理事業の見直しで財源を他の地域にも振り向けるまちづくりの転換を。

【市長】事業の見直しについては、これまで

何度も議論を重ねてきたが、土地区画整理事業の仕組み上、事業の中止や換地に大きく影響する区域縮小などの見直しはできないと説明しており、これは現在も変わっていない。

さらに、当区画整理事業は公債費の償還分も平成24年度をピークに減少してきており、一般財源は最小限に抑えられるよう補助率の高い社会資本整備総合交付金等を活用し、市として負担をできるだけ抑えながら進めていきたいと考えている。

また、事業期間が長期化しており整備が遅くなる区域において、救急車の通行の支障になっている一部の狭隘市道についても、暫定的に整備することで市民の安全、安心を確保することとしている。

一般質問のラジオ放送

各定例会の一般質問を録音し、カシオペアFMより放送しております。放送は、定例会期間中と定例会終了後に各1回放送します。詳しい放送日程は議会事務局またはカシオペアFMにお問い合わせください。【問い合わせ先】議会事務局 Tel 23 - 3111 カシオペアFM Tel 23 - 8779

カシオペアFM (周波数77.9MHz)

政務活動費とは、議員が行う調査研究、研修、広聴広報、市民相談の活動などに要する経費や、要請・陳情活動に要する経費が対象となり、それらの経費の一部として議員1人当たり月1万円（年額12万円）が交付されるものです。

【平成26年度政務活動費執行状況】

（単位：円）

議 員 名	交付額 ①	実支出額	精算額 ②	残額 ①－②	支 出 の 内 記						人件費	事務所費		
					調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情費	会議費			資料作成費	資料購入費
高村 人 司	120,000	134,600	120,000	0		70,910					450	63,240		
駒 木 昇	120,000	109,380	109,380	10,620		77,524						31,856		
田 村 隆 博	120,000	55,147	55,147	64,853	15,675					34,000	5,472			
内 沢 真 申	120,000	81,168	81,168	38,832		81,168								
米 田 誠	120,000	71,024	71,024	48,976						34,000		18,720		18,304
田 口 一 男	120,000	149,387	120,000	0	90,467					17,000		38,880		3,040
菅 原 恒 雄	120,000	148,435	120,000	0								148,435		
田 代 博 之	120,000	77,475	77,475	42,525	17,195					34,000		26,280		
小笠原 清晃	120,000	60,306	60,306	59,694	41,536	8,450						10,320		
三 浦 利 章	120,000	236,964	120,000	0	90,636		146,328							
清 川 明 彬	120,000	103,331	103,331	16,669	93,526						4,589			5,216
鷹場 美千雄	120,000	259,200	120,000	0							259,200			
畠 中 泰 子	120,000	145,822	120,000	0	10,524	5,540		950	28,360	5,390	26,569	68,489		
田 中 勝 二	120,000	81,513	81,513	38,487							4,526	64,284		12,703
大 沢 孫 吉	120,000	70,294	70,294	49,706	15,675							54,619		
國 分 敏 彦	120,000	161,984	120,000	0		74,580					1,080	10,320		76,004
岩 崎 敬 郎	120,000	149,819	120,000	0			120,000					29,819		
田 口 一	120,000	71,847	71,847	48,153			54,000				3,120	14,727		
新 畑 鉄 男	120,000	93,526	93,526	26,474	93,526									
及 川 正 信	120,000	147,218	120,000	0	7,800						24,000	43,418		72,000
鈴 木 忠 幸	120,000	42,282	42,282	77,718		8,900						31,079		2,303
合 計	2,520,000	2,450,722	1,997,293	522,707	476,560	327,072	320,328	950	147,360	5,390	329,006	654,486	0	189,570

※ 西野省史議員からは、交付申請はありませんでした。

※ 一人当たりの交付額の120,000円を超える支出については自己負担となっています。

※ 残額については、各議員より二戸市に返還されます。

二戸市議会議員政治倫理条例を制定しました

平成 27 年 6 月定例会最終日（平成 27 年 6 月 15 日）、議員発議により「二戸市議会議員政治倫理条例」が提案され、全会一致で可決しました。

二戸市議会では、議会の最高規範となる「二戸市議会基本条例」を平成 26 年 6 月 24 日に制定しました。

この政治倫理条例は、その基本条例に基づき、市民の代表である議員に求められる行為基準を明らかにし、市民の皆様と信頼関係を築き、市政の発展に寄与することを目的に制定されました。

条例は 14 条で構成されており、議員の責務、政治倫理基準の遵守事項、調査請求や政治倫理審査会の設置など、議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項が定められています。

二戸市議会基本条例検討特別委員会小委員会（田村隆博委員長）を中心に、現段階で目指すべき内容にすることを心がけて策定しましたが、今後、市民の皆さまからの議会に対する信頼をより高める内容で、さらに充実したものに仕上げていきたいと考えています。

二戸市議会議員政治倫理条例

議員は公職者としての高い倫理観と深い見識により、自ら考える明確な政治倫理基準に基づき、誇りと自信をもって市政を担いつつ、説明責任を果たしていくことが必要である。よって、議員と市民との信頼関係を導く基盤としてこの条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、二戸市議会基本条例（平成 26 年二戸市条例第 8 号）第 19 条第 2 項の規定に基づき、議員が市民全体の代表者として議員活動を行うに当たり、遵守すべき行動基準を定め、市民からの信頼を得る基盤をつくり、もって公正な市政の発展を目指すことを目的とする。

【説明】

この条例は、議員が、議会基本条例に基づき、市民全体の代表者として公正な市政の発展を目指すことを目的とすることを規定しています。

（議員の責務）

第 2 条 議員は、市政にかかわる権能と責務を深く自覚し、第 4 条に規定する政治倫理基準を遵守して活動しなければならない。

2 議員は、自ら研さんを積み、資質を高めるとともに、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、その品位の保持に努めなければならない。

3 議員は、法令及び条例を遵守し、公正な職務執行を妨げるいかなる不当な要求にも屈してはならない。

- 4 議員は、市民からの求めの有無にかかわらず、自ら率先して説明責任を果たさなければならない。

【説明】

議員は、市民の厳粛な信託を受けた代表者であることを自覚し、使命を果たすことについて規定しています。

(市民の役割)

- 第3条 市民は、議員の活動及び政治姿勢に注目し、必要に応じ、議員に説明責任を果たすことを求めるものとする。

【説明】

市民の皆様は、議員の政治活動について注目し関心を高めていただくよう規定しています。

(政治倫理基準)

- 第4条 議員が遵守すべき政治倫理基準を次のとおり定める。

- (1) 市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。
 - (2) 市民全体の代表者として、常にその人格と倫理の向上に努め、その地位を利用して、不正に影響力を行使し又は金品を授受しないこと。
 - (3) 市が行う許可、認可等その他の処分又は市が締結する売買、賃借、請負その他の契約に関し、個人、特定の企業、団体等を推薦し、紹介する等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。
 - (4) 市が行う許可、認可等その他の処分又は市が締結する売買、賃借、請負その他の契約に係る企業、団体、事業主等から政治活動に関する寄附を受けないこと。また、その後援団体についても政治的及び道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。
 - (5) 市職員の採用、異動、昇格等人事に関し、推薦、紹介する等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。
- 2 議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

【説明】

議員の遵守すべき政治倫理基準について、次の事項を規定しています。

- ①議員の品位と名誉を損なう一切の不正行為の禁止
- ②地位を利用しての不正な影響力の行使、金品の授受の禁止
- ③市の許可認可等または請負契約に係る推薦、紹介の不正な影響力行使の禁止
- ④市の許可認可等または請負契約に係る企業及び団体等からの寄付の受領禁止
- ⑤市職員人事への介入禁止

2項は、疑惑者となったときの説明責任の義務について規定しています。

(納税報告の義務)

第5条 議員は、毎年6月30日までに、前年分の市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の納付状況を記載した報告書（以下「状況報告書」という。）に納税証明書を添えて議長に提出しなければならない。なお、新たに議員となった者は、議員となった日から1月以内に、状況報告書に納税証明書を添えて議長に提出しなければならない。

2 議長は、前項の規定により提出された状況報告書を当該議員の任期満了となる年度の末日まで保管しなければならない。

3 市民のうち地方自治法（昭和22年法律第67号）第18条の規定により選挙権を有する者（以下「有権者」という。）は、議長に前項の規定により保管されている状況報告書の要旨を閲覧請求することができる。ただし、納税証明書は、閲覧の対象としない。

【説明】

議員は、市民として納税義務を果たしている事を、議長に報告することを規定しています。また、議長は、提出された納付状況報告書を保管する義務があり、有権者は、議長が保管している報告書の要旨を閲覧請求できることを規定しています。

(兼業の報告義務)

第6条 議員は、議員となった場合において、自ら事業を営んでいるとき、又は次の各号のいずれかに該当する法人その他の団体（以下「法人等」という。）の取締役、理事、監査役、監事、顧問若しくはこれらに準ずる職（以下「取締役等」という。）に就いているときは、議員となった日から1月以内に、議長にその旨を記載した書面（以下「兼業報告書」という。）を提出しなければならない。

(1) 主として収益事業を営む法人等

(2) 市の許認可が必要な事業を営む法人等

(3) 市から補助金等を受け、又は受けようとする法人等

2 前項の規定は、議員が新たに自ら事業を営むことになったとき、又は新たに法人等の取締役等に就くこととなったときに準用する。この場合において、同項中「議員となった日」とあるのは、「当該事業を営むこととなった日又は当該職に就くこととなった日」と読み替えるものとする。

3 議員は、前2項の規定により提出した兼業報告書の内容に変更があったとき、又は自ら事業を営むことをやめたとき、若しくは法人等の取締役等を離職したときは、遅滞なくその旨を記載した書面（以下「兼業変更報告書」という。）を議長に提出しなければならない。

4 議長は、第1項及び第2項の規定により提出された兼業報告書（前項の規定により兼業変更報告書が提出された場合は、当該兼業変更報告書を含む。）を、当該報告書を提出した議員の在任期間中、市民の閲覧に供さなければならない。

【説明】

議員の請負禁止については、地方自治法第92条の2に規定されていますが、議員は、市民全体の代表者としてその高い倫理的義務が課せられていることから、あらかじめ兼業の実態について明らかにする旨を規定しています。

(誓約書の提出義務)

第7条 議員は、この条例を遵守する旨の誓約を行うものとし、議員となった日から1月以内に、誓約書に署名して議長に提出しなければならない。

【説明】

議員は、自らを律することを市民に示すため、あらかじめこの条例を遵守する旨の誓約を行うことを規定しています。

(調査請求の手續)

第8条 市民又は議員は、議員が第4条第1項に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、これを証する資料を添えて、議長に対し調査を請求（以下「調査請求」という。）することができる。

2 前項の規定により調査請求しようとする者が市民である場合は、有権者総数の200分の1以上の者の連署をもって、議員である場合は、議員定数の4分の1以上の議員の連署をもってしなければならない。

【説明】

第4条に規定する「政治倫理基準」に違反する疑い認められる議員があるときは、市民及び議員は、議長に対して調査を請求できる旨を規定しています。2項では、その条件を規定しています。

(政治倫理審査会の設置等)

第9条 議長は、調査請求を受けたときは、議会運営委員会の意見を聴き、必要と認めるときは、議会に二戸市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置するとともに、その事案についての審査を付託するものとする。

2 審査会の委員定数は、8人とし、議員の中から議長が議会運営委員会に諮って選任する。ただし、審査の対象となる議員及び調査請求した議員は、委員となることのできない。

3 審査会の委員の任期は、当該事案の審査終了時までとする。

4 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

5 審査会の委員は、公平かつ適正にその職務を遂行しなければならない。

6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

【説明】

調査の請求を受け、必要性を認めたときは、議会内に議員で構成する政治倫理審査会を設置して審査する旨規定しています。2 項から 6 項では、委員の選任、責務について規定しています。

(政治倫理基準違反の審査等)

第 10 条 審査会は、前条第 1 項の規定により付託された事案について、当該請求に係る政治倫理基準違反の存否について審査を行う。

2 審査会は、前項の規定による審査を行うため、調査請求の対象となっている議員（以下「調査対象議員」という。）、調査請求した者及びその他関係人に対し事情聴取等必要な調査を行うことができる。

3 審査会は、第 1 項の規定による審査を行うため、専門的知識を有する者を参考人として出席させ、意見を聴くことができる。

4 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

5 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

6 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

【説明】

審査会は、調査請求の適否及び政治倫理基準違反の事実について審査する旨規定しています。

(議員の協力義務及び弁明)

第 11 条 調査対象議員は、審査会から審査に必要な資料の提出又は審査会への出席を求められたときは、それに従わなければならない。

2 審査会は、被請求議員が前項の要求を拒否したとき、又は虚偽の陳述をしたときは、その旨を公表するものとする。

3 調査対象議員は、審査会において口頭又は書面により弁明することができる。

【説明】

調査の対象となった議員は、政治倫理審査会の調査に協力する義務があることと弁明の機会を与えることについて規定しています。

(審査結果報告書の提出)

第 12 条 審査会の委員長は、審査の結果を文書により議長に報告しなければならない。

2 議長は、前項の規定による報告を受けたときは、議会に報告するとともに、その概要を速やかに公表しなければならない。

3 調査対象議員は、審査結果について議長に対し弁明書を提出することができる。

4 前項の規定により弁明書が提出されたときは、議長は、当該弁明書の全文又はその

概要を公表しなければならない。

【説明】

審査結果の報告義務と対象議員の弁明について規定しています。

(審査結果の措置)

第 13 条 調査対象議員は、自己に関する審査会の審査結果の報告において、自己の行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重して、政治倫理の確保のために必要な措置を講じなければならない。

2 議会は、調査対象議員が前項の措置を自ら講じないときは、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。

【説明】

調査の対象となった議員が、審査結果の報告を受け基準に違反していると指摘された場合の対応と調査対象議員が自ら措置を講じないときの議会の対応について規定しています。

(補則)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

【説明】

この条例の手続きの詳細に関しては、別に規則等で定める旨規定しています。

附 則

1 この条例は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に議員である者に対する第 5 条、第 6 条及び第 7 条の規定の適用については、第 5 条中「毎年 6 月 30 日までに」とあるのは「この条例の施行の日から 1 月以内に」と、第 6 条中「議員となった場合において」とあるのは「この条例の施行の日において」と、第 7 条中「議員となった日」とあるのは「この条例の施行の日」とする。

【説明】

この条例は、議会の議決後、平成 27 年 9 月 1 日から実施されます。

経過措置では、公布日に現職議員である者の条例の適用について規定しています。



～6月定例会最終日 二戸市役所玄関前にて～

市議会会議録を公開しています！

会議録は、定例会（本会議、予算・決算特別委員会）と臨時会の内容を記録・製本して、市役所1階情報公開コーナー、市立図書館及び浄法寺カシオペアセンターに備えてあります。また、平成18年以降の定例会・臨時会の会議録を市のホームページで閲覧・検索できます。

▼ホームページ「二戸市議会」から「会議録検索システム」へ▲

退任する議員

7月30日（任期）を以って退任する議員は次のとおりです。
長年にわたりご苦勞様でした。

大沢 孫吉 議員（議員在職 26 年）

※今回の市議会議員選挙に立候補されなかった方を掲載しております。

議会活動のお知らせ

（5月から7月）

○5月20日

・基本条例検討特別委員会
小委員会

○5月25日

・産業建設常任委員会

○5月26日

・総務常任委員会

○5月28日

・文教福祉常任委員会

○5月29日

・議会運営委員会

○6月2日～6月15日

・平成27年第2回定例会

○6月2日

・基本条例検討特別委員会
小委員会

○6月8日

・基本条例検討特別委員会